

鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鶴岡市地域コミュニティ基本方針（以下「基本方針」という。）に定められた事項を適切に推進し、本市の地域コミュニティの維持・活性化に資するため、鶴岡市地域コミュニティ活性化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本方針に定められた事項のほか、本市地域コミュニティの維持・活性化のための施策について検討するとともに、取組み主体に意見を付すこと。

(組織)

第3条 委員会は、地域活動に関わる組織の役員及び関係者、地域活動の経験者、学識者並びに公募委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を一人置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、会務を総括する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会の議長となる。
2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。